

「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例 施行規則（案）」の概要

1. 規則制定の趣旨

「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例」の施行（令和2年11月1日）にあたり、必要な事項を規則で定める必要があることから、「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則」を制定します。

2. 規則案の概要

(1) 土壌安全基準（条例第7条関連）

○生活環境及び自然環境を保全するため、土砂埋立て等への使用を禁止する土砂等の基準（土壌安全基準）を規定します。

（基準値）

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく指定基準（土壌溶出量基準、土壌含有量基準）と同基準

○生活環境及び自然環境の保全が図られているものとして、以下の土砂埋立て等については、土壌安全基準の適用を除外とします。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の許可を受けた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に規定する一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等
- ・土壌汚染対策法の規定により実施する汚染の除去等の措置、及び土地の形質の変更として行う土砂埋立て等

(2) 許可を要しない特定事業（条例第8条関連）

特定事業（事業区域の面積が1,000平方メートル以上、かつ高さ1メートル超の土砂埋立）の許可を要しない特定事業として、以下の事業を規定します。

○国、地方公共団体及び公共的団体が行う以下の特定事業

- ・国又は地方公共団体が行う事業
- ・地方住宅供給公社が、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第21条第3項に規定する業務として行う事業
- ・地方道路公社が、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第21条第1項から第3項までに規定する業務として行う事業 他 計14事業

○その他許可を要しない事業

- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業として行う土砂埋立て等の事業
- ・土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業として行う土砂埋立て等の事業
- ・都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業として行う土砂埋立て等の事業

- ・港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項第 8 号に規定する野積場（同項に規定する港湾施設又は同条第 6 項の規定により港湾施設とみなされるものに限る。）において行う土砂埋立て等の事業
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定する許可を受けた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 14 号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等の事業
- ・都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 20 条第 1 項に規定する民間都市再生事業計画の認定を受けて行う土砂埋立て等の事業

（3）特定事業の許可申請手続き

①事前協議（条例第 9 条関連）

特定事業の許可を受けようとする際に必要な事前協議に必要な書類の様式、添付書類等を規定します。

②説明会等（条例第 10 条関連）

説明会等で周知を要する事項、周知する住民等の範囲、説明方法、説明会等の開催結果の報告様式等を規定します。

○説明会等で周知を要する事項

許可申請時に必要となる以下の内容

- ・事業区域の面積、使用する土砂等の量、期間、使用する土砂等の主な採取場所等
- ・廃棄物の混入、土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するための措置
- ・事業区域以外への排水の汚染状態を測定するための措置、粉じん、騒音、振動を防止するための措置、土砂等の流出、崩落による災害の発生を防止するために講ずる措置
- ・施工中・施工後の事業区域及び周辺地域の景観において、自然環境との調和を図るために講ずる措置 等

○周知する住民等の範囲

特定事業の事業区域の面積	周知する住民等の範囲
3,000 平方メートル未満の場合	特定事業区域の境界から水平距離が 15 メートルの範囲内の住民（建築物の全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者又は土地を所有する者をいう。以下同じ。）及び住民が属する自治会
3,000 平方メートル以上の場合	特定事業区域の境界から水平距離が 50 メートルの範囲内の住民及び住民が属する自治会
共通（事業区域の面積問わず）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業区域からの排水が流入する河川、ため池等の公共用水域の下流において、現に農業用水として取水している者及び団体（土地改良区等） ・その他市長が必要と認める者

○説明方法

資料の提示その他適切な方法により事業計画の周知に努めること

③土地所有者等の同意（条例第 11 条関係）

特定事業の許可を受ける際に必要な土地所有者等からの同意書の様式を規定します。

(4) 許可申請関連

①許可申請（条例第 12 条関連）

特定事業の許可を受ける際の申請書の様式、必要な書類等を規定します。

②環境影響調査（条例第 14 条関連）

許可申請時に環境影響調査の実施を必要とする特定事業の規模、調査・予測項目及び調査方法等を規定します。

○調査を義務付ける規模

面積 10,000 平方メートル以上（事業区域の一部または全部が市街化調整区域の場合に限る。）

○調査・予測項目

大気質、騒音、振動、水質及び自然環境

○調査・予測の方法

・大気質、騒音、振動、水質

環境省「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成 18 年 3 月）」に記載の「最終処分場の生活環境影響調査手法」に準ずる。

・自然環境

神戸市環境影響評価マニュアル〔植物・動物・生態系編〕（平成 27 年 6 月）に準ずる。

○環境影響調査結果に記載する事項

- ・調査及び予測項目の現況、把握方法
- ・特定事業が及ぼす影響の程度を分析した結果
- ・環境保全措置が必要な場合には、講じる措置内容

③構造上の基準（条例第 15 条関連）

特定事業の許可基準である構造上の基準を規定します。あわせて、他の法令等により土砂等の流出及び崩落による災害発生の防止措置、景観の調和を図るための措置が図られている行為であるとして、許可基準の一部を適用しない行為を規定します。

○基準内容

・法面の勾配（30 度以下）

・法面保護の措置が適切に講じられていること

・盛土高（上限 30 メートル。5 メートルを超える場合、5 メートルごとに小段の設置等）

・雨水等を適切に排水するための排水工の設置

・法留堰堤及び埋設堰堤の設置、地下水を適切に排除するための措置の実施（溪間への土砂埋立て等の場合） 等

○構造上の基準の一部を適用しない行為

・森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項又は第 34 条第 2 項に規定する許可を要する行為

・宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条第 1 項の許可を要する行為

- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を要する行為
 - ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の許可を要する行為
 - ・砂防指定地管理条例（平成 15 年兵庫県条例第 30 号）第 4 条第 1 項の許可を要する行為
- 事業区域と周辺地域の景観の調和を図るための措置の実施を適用除外とする行為
都市計画法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項の許可を要する行為

（5）許可申請後

①許可内容の変更の際の手続き等（条例第 16 条関連）

特定事業の許可取得後に変更が生じた場合に必要となる手続き（変更許可、軽微変更届等）に要する書類の書式等を規定します。

②特定事業の実施期間中の維持管理等（条例第 18 条から第 20 条）

特定事業の許可取得後の維持管理等が必要な事項（土砂等の搬入の届出の提出、搬入搬出管理簿、標識等の掲示等）に関する書式、必要となる書類等を規定します。

③搬入土砂の確認、水質調査の実施（条例第 21 条及び第 22 条関連）

特定事業の許可取得後に実施が必要な搬入土砂の検査について、検査方法及び検査結果の報告の様式を規定します。

また、水質調査について、調査方法、調査項目、基準、報告方法等を規定します。なお、市街化区域で都市計画法の許可を受けて行う開発事業の場合、周辺に森林等が少なく、自然環境への影響も少ないことから、特定事業の廃止・完了時のみの実施とします。

④申請書等の公開（条例第 23 条関連）

特定事業の実施状況に関して、公開する書類、公開方法等を規定します。

⑤特定事業終了時の手続き（条例第 24 条、第 25 条関連）

特定事業の終了（事業途中での終了（廃止）、完了）時に必要な手続きについて、届出の書式、必要書類等を規定します。

あわせて、廃止・完了時に実施を義務付けている水質調査について、その方法、報告様式、添付書類、水質基準等を規定します。

⑥その他の手続（条例第 26 条、第 27 条関連）

特定事業の許可取得後に必要なその他の手続（特定事業の譲受け、相続等）において、必要な書類の様式、添付書類等を規定します。

（6）保証金制度に関する規定（条例第 32 条～第 34 条関連）

特定事業の実施の際、保証金の預託を義務付ける特定事業の規模、個人又は中小企業者における保証金の預入方法、市と締結する質権設定契約の書式、締結時の費用負担、保証金の使途に関する協定の様式等を規定します。

○預託を義務付ける特定事業の規模

事業区域の面積が 50,000 平方メートル以上（緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成 3 年 4 月条例第 2 号）第 4 条第 3 項に規定する緑地の保全区域又は同条第 4 項に規定する緑地の育成区域については、面積が 25,000 平方メートル以上）の事業

※都市計画法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する許可の対象となる事業は除く。

○個人又は中小企業者における保証金の預入方法

必要となる保証金の総額のうち、50%を許可申請時に、残額は、特定事業の事業期間の年数で除した額を毎年 3 月 31 日までに預け入れる。

○保証金の預託の際に必要な費用負担

保証金の預託の際に、市と事業者が締結する質権設定契約に必要な費用は、許可申請を受けようとする者の負担とする。

(7) 土地所有者の責務に関する規定（条例第 35 条関連）

土地所有者に義務づけている特定事業の実施状況の確認に関して、頻度、方法、確認すべき事項等を規定します。

○確認する頻度

毎月 1 回程度

○確認を要する事項

- ・施工状況が、同意した特定事業の内容と相違がないか。
- ・土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないか。

○その他

特定事業の実施を同意した土地所有者が、施工状況の確認を行うことが困難な事情があるときは、他の者に確認させることにより行うことができることとする。

(8) 土砂搬入禁止区域（条例第 37 条、第 39 条関連）

土砂搬入禁止区域の指定・解除の方法及び公示する内容について規定します。

○指定・解除の方法

- ・市公報により実施

○公報する内容

- ・土砂搬入禁止区域の指定時

土砂搬入禁止区域の位置、区域及び面積、指定の期間、指定の理由、土砂搬入禁止区域の区域を示す図面

- ・土砂搬入禁止区域の指定を解除する場合

土砂搬入禁止区域の位置並びに区域及び面積

(9) 公表（条例第 42 条関連）

土砂埋立て等を行う者が、条例に基づく許可取り消し、命令違反等を行った場合に行う公表時に公表する事項を規定します。

○公表する事項

- ・氏名又は名称
- ・許可の取消等に係る土砂埋立て等の概要
- ・許可の取消等を行った理由

3. 施行予定

令和 2 年 11 月施行予定